

横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘  
指定管理者 業務の基準

平成22年2月

横浜市健康福祉局障害福祉課

## 目 次

第 1	横浜あゆみ荘の理念と運営の基本方針	P.1
第 2	運営に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準	P.2
第 3	維持管理に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準	P.6
第 4	障害者向け事業・研修にかかる業務の基準	P.7
第 5	自主事業にかかる業務の基準	P.7
第 6	その他の業務基準	P.7
第 7	留意事項	P.9
別紙 1	都筑ふれあいの丘施設の設備管理について	P.11
別紙 2	関係法令一覧	P.13
別紙 3	維持管理業務一覧	P.14
別紙 4	レストラン業務一覧	P.15
別紙 5	主なリスクの負担区分	P.17
別紙 6	横浜あゆみ荘運営委員会規約	P.18
別紙 7	横浜市障害者研修保養センター条例	P.19
別紙 8	横浜市障害者研修保養センター条例施行規則	P.23
参考資料①	横浜あゆみ荘年度別利用状況	
参考資料②	過去 3 年間の収支状況	
参考資料③	都筑ふれあいの丘施設概要	

## 第1 横浜あゆみ荘の理念と運営の基本方針

横浜あゆみ荘は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち障害者更生センターとして、横浜市が昭和59年に設置した公の施設です。

横浜市は同年、横浜市障害者研修保養センター条例を制定し、「障害者、その家族その他の者が研修、保養、レクリエーション等を通じ、相互の親睦を深めることにより障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を図る」ことを横浜あゆみ荘の設置趣旨として掲げました。

開館してすでに20年以上が経過しましたが、現在も障害者及び家族等の介護者のご利用が全体利用者の大半を占め、活発に活用されています。

ご利用の内容は、障害当事者等グループによる機能訓練会やサークル活動、親睦旅行、宿泊体験会、養護学校の修学旅行やご家族での旅行など多岐にわたり、また、利用者の年齢構成も幼児から高齢者まで幅広いものになっています。さらに、市営地下鉄グリーンラインの開通により、利便性が飛躍的に向上され、今後、利用率の増加が見込まれています。当該施設は、横浜や新横浜まで数分の都筑ふれあいの丘内に設置されており、全国的にも類のない近郊都市型のバリアフリー対応宿泊施設であることも大きな特徴のひとつです。

また、バリアフリー化がすすんでいる当施設は、障害の有無にかかわらず、利用できる宿泊施設として先駆的な役割を果たしてきました。バリアフリー化された宿泊施設に対する期待は高まっており、横浜あゆみ荘の運営にあたっては、障害者を中心とする利用者が快適に施設を利用していただけるよう、障害のさまざまな特性への知識や理解に基いて、細やかな運営を行っていくことが必要です。また、施設のご利用にあたっての日常的な運営業務に加えて、障害者やその関係者のための研修や、レクリエーション等の事業を先駆的に企画、提供することや、市内の障害者からの一般的な相談事項や緊急時の支援が求められた際には、積極的に応じていくことも施設運営の一環として求められています。

このような役割を果たしていくために、横浜あゆみ荘のサービス従事者は、効率的な管理業務のみならず、諸制度や社会情勢など、障害者を取りまく環境の動向を常に把握し、障害者への理解を深め、支援技術を向上するための業務研鑽にも努めなければなりません。

その上で、障害者の社会参加の促進や福祉の増進に資するような施設運営や、障害者等のニーズを踏まえた新たな事業展開を行うことが可能となるものと考えます。

指定管理者の応募にあたり、横浜あゆみ荘の理念と運営の基本方針に基いて、障害者をはじめ、多くの利用者に対してさらなる質の高いサービスの提供と利用促進が一層図られるような、意欲的で創意工夫に富んだ提案を期待しています。

## 第2 運営に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準

### (1) 施設別の管理対象諸室

所在地	横浜市都筑区葛が谷2-3
敷地面積	18,480㎡ (ふれあいの丘全域)
述べ床面積	3,090.1㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
開設年月日	昭和59年11月7日
施設内容	<p>&lt;宿泊室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洋室 (定員2人: 26.6㎡) 2室</li> <li>・和室 (定員4人: 26.6㎡) 9室</li> <li>・和室 (定員5人: 30.2㎡ 40.5㎡) 各1室</li> <li>* 全宿泊室にトイレ、洗面コーナーあり</li> </ul> <p>&lt;広間 (宿泊室兼用) &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和室 (宿泊定員10人: 99.5㎡)</li> <li>* 舞台、給湯室、倉庫別にあり</li> </ul> <p>&lt;プレイルーム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1室 (79.8㎡)</li> <li>* 床暖房、室内にトイレあり</li> </ul> <p>&lt;研修室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2室 (各79.8㎡ 各48席)</li> <li>* 磁気ループ、放送設備、黒板あり</li> </ul> <p>&lt;機能回復訓練室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1室 (272.3㎡) バトミントンコート1面</li> <li>* 倉庫、床暖房、放送設備、バスケットボード、暗幕、バトミントンネット、卓球台、トランポリン、他スポーツ道具あり</li> <li>* 放送室、トイレ別にあり</li> </ul> <p>&lt;浴室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大浴室2室 (各83.6㎡)</li> <li>・小浴室2室 (各29.5㎡)</li> <li>* 小浴室1室にリフトあり</li> </ul> <p>&lt;レストラン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1室 (338.6㎡ 84席)</li> <li>* 厨房 (46.9㎡)、食品庫、便所等あり</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リネン室</li> <li>・パントリー</li> <li>・ラウンジ</li> <li>・ふれあいホール</li> <li>・大型エレベーター</li> <li>・医務室</li> <li>・その他</li> </ul>

## (2) 利用時間

施設区分		利用時間
宿泊室	宿泊	午後4時から翌日の午前10時まで(2泊以上する場合は、入所する日の午後4時から退所する日の午前10時まで)
	休憩	午前11時から午後3時まで
研修室、児童遊戯室及び機能回復訓練室		午前9時15分から午後9時まで

## (3) 休館日

年末年始(12月29日～1月3日)、施設点検日(原則として毎月最終火曜日)、資源循環局都筑工場施設点検日

## (4) 利用料金

### ア 利用料金の設定

指定管理者は、横浜市が条例で規定する額の範囲内で、市長の承認を得て設定する。  
<第10条第2項別表抜粋>

区分/利用者		障害者及び介護人		その他の者	
		6歳以上13歳未満の者	13歳以上の者	6歳以上13歳未満の者	13歳以上の者
休憩	1回につき	500円	600円	900円	1,200円
宿泊	1泊につき	1,700円	2,200円	3,000円	4,500円
研修室等		無料			
食事		別途定める			

### イ 利用料金の減免

条例・規則に定められた減免基準が適用される利用については、利用料を減免するものとする。

## (5) 受付業務(フロント業務)

### ア 業務の内容

受付の主な業務は、利用者の事前の利用申請および当日の利用受付であり、利用料金の徴収や予約システム登録手続きも受付業務に含まれる。

また、館内施設の案内、予約状況の案内、その他種々の情報案内、利用に関する利用者との種々の打ち合わせ等の役割を担う。

なお、受付は全職員が対応できるよう、宿泊、休憩、研修の利用基準等を共有する。

### イ 業務内容の詳細

- ・電話および来館による予約状況および空室状況の案内
- ・施設の種々の情報案内
- ・電話および来館による利用申請の受付ならびに利用許可書・利用受付書の交付
- ・利用者との打合せおよび確認(利用者の人数、障害の有無、食事の内容、ミキサー食等再調理の有無と程度、使用・撤去する備品、その他留意すること)
- ・利用料金の徴収および領収書の発行
- ・施設見学の案内
- ・ビデオの貸し出しおよび返却確認
- ・研修室等の利用後の確認
- ・備品の貸し出しと返却の確認

- ・周辺施設の案内
- ・その他フロントでの接客全般

## (6) 応接業務

### ア 業務の内容

応接の主な業務は、食事の配下膳、寝具の上げ下げ、客室係としての利用者の要望に応える種々の接客業務が含まれる。利用者から要望を受けた場合、次回の利用に活かせるよう、情報共有の上、可能なかぎり対応する。

### イ 業務内容の詳細

- ・休憩・宿泊者に対するフロントから宿泊室までおよび館内の案内
- ・宿泊室までの食事（昼食および夕食）の配下膳。団体の場合は、広間等での食事の配下膳
- ・寝具の上げ下げ
- ・浴室脱衣室の清掃
- ・宿泊室内の茶器等の用意と使用後の洗浄
- ・館内の植栽の管理
- ・必要な備品類の貸し出しおよび不必要な備品の撤去（茶器類、障子等の撤去）
- ・その他接客全般

## (7) バス運行業務

### ア 業務の内容

指定管理者は、利用者の利便を考慮し、専用送迎バスを運行する。バス運行の主な業務は、リフト付大型送迎用バスとワゴン車の運行と車両管理であり、他に運営に供するリフト付ワゴン車の車両管理業務が含まれる。

また、可能な限り、配車場所及び配車エリアを随時、拡大する。

### イ 業務内容の詳細

- ・送迎用バスの運行前点検および日常整備
- ・利用者に対する送迎用バスの運行
- ・送迎用バスの車内および車体の洗浄
- ・その他送迎用バスおよびワゴン車の管理運行に関する業務

### ウ 現行運行車両

#### (1) リフト付き大型バスの仕様

長さ 899cm 幅 232cm 高さ 308cm 重量 10220 kg 排気量 6.40KW  
乗車定員 34 人

#### (2) リフト付きワゴン車の仕様

長さ 468cm 幅 169cm 高さ 184cm 重量 2030kg 排気量 1.99KW  
乗車定員 6 人

### エ 送迎場所

新横浜駅 仲町台駅 センター北駅 センター南駅 江田駅 中山駅 瀬谷駅

### オ 委託

バス運行業務は、専門業者に業務委託することができる。

## (8) 夜間業務

### ア 業務の内容

指定管理者は、夜間のサービス提供および緊急時に対応のため、夜間においても継続的に業務を行うものとする。夜間業務の主な業務は、夜間フロントおよび夜間非常時等の対応であり、夜間の応接業務も含まれる。

### イ 業務内容の詳細

- ・火災等災害時の初期消火・通報・利用者の避難誘導および利用者の急病等の対応
- ・夜間の館内巡回点検による設備備品の保全
- ・夜間チェックインおよび早朝チェックアウトの対応
- ・夜間および早朝の浴室管理
- ・電話対応
- ・売店販売
- ・その他利用者へのサービス対応

## (9) 食堂業務

### ア 業務の内容

指定管理者は、宿泊施設としての横浜あゆみ荘の利用者等に対し、良質でかつ安全な飲食物の提供を行わなければならない。食堂業務の主な業務は、横浜あゆみ荘利用者への朝食・昼食・夕食等の食事提供及び都筑ふれあいの丘利用者へのレストランでの昼間の食事提供である。

### イ 営業時間（各時間については、この時間を越えて営業することができる。）

レストラン：午前11時から午後3時

横浜あゆみ荘：朝食時間 午前7時から午前9時

昼食時間 レストランの営業時間

夕食時間 午後6時から午後8時

### ウ 業務内容の詳細

別紙4「レストラン業務一覧」に定める業務を実施する。

### エ 委託

食堂業務は、専門業者に業務委託することができる。

### オ 料金・事業内容等

提供・販売する食事等の内容（メニュー）、方法（店舗、ケータリング等の活用も可）及び料金等は指定管理者が定め、予めその内容を市に提出し、承認を得ること。

### カ 目的外使用料

レストランのスペースは、目的外使用となるため、市が定める規定に基づき、使用開始日の前日までに一括納入すること。なお使用料の金額は、毎年度見直しを行う。

	目的外使用料（参考：平成21年度）
レストラン月額使用料	・133,900円/月 ・センターを休館とする場合の使用料 133,900円×当該月におけるセンターの開館日数/30日（一円未満端数切り捨て）

（金額は税込み）

キ 許認可等

食品衛生法に定める営業許可を取得及び食品衛生責任者の届出を行う。また、その写しを横浜市に提出する。

### 第3 維持管理に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準

#### (1) 清掃業務

##### ア 業務の内容

指定管理者は、横浜あゆみ荘および施設内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、安全かつ快適な空間を保つため、別紙「維持管理業務一覧」に定める清掃を実施しなければならない。清掃業務の主な業務は、館内各所の清掃であり、日常の清掃のほか施設設備毎の定期清掃等を行う。

##### イ 業務内容の詳細

・ 日常清掃

館内各所（宿泊室、研修室、レストラン、廊下、トイレ、浴室）等の清掃

・ 定期清掃

床ワックス、ガラス、浴室、照明、植栽、畳防虫、トイレ防石・脱臭、害虫駆除、厨房特殊清掃等

##### ウ 委託

管理業務の一部を委託することができる。その場合は、障害者団体等に委託するよう努めなければならない。

#### (2) 建築物保守管理業務

指定管理者は、本施設を適切に管理運営するために、別紙「維持管理業務一覧」に定める施設の設備に関する保守管理業務を行うこと。なお、この一覧の実施頻度は最低基準とする。

また、小破修理が必要な場合は、1件当たり100万円（消費税別）を上限として指定管理者が修繕費を負担して修繕を行うこと。簡易な修繕の範囲を超えるような場合は、市と別途協議することとする。

管理業務の一部を委託することができる。

#### (3) 設備機器管理業務

指定管理者は、施設の機能を維持すると共に、障害の利用者・家族等が安心かつ安全に利用できるよう、別紙3「維持管理業務一覧」に定める設備・備品を管理しなければならない。

管理業務の一部を委託することができる。

#### (4) 物品管理業務

指定管理者は施設の運営に支障をきたさないよう事務物品の管理を行うこと。

なお、市が支払う委託代金により物品を購入するときは、市の所有に属するものとし、これらの物品については「横浜市物品規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うこと。

また、重要物品については「横浜市物品規則」に基づく現在高調査を行ない同規則に定められた様式により、遅滞なく市に報告すること。

#### (5) 都筑ふれあいの丘施設の設備管理

都筑ふれあいの丘内併設施設（横浜あゆみ荘、都筑センター（老人福祉センター横浜市つづき緑寿荘・横浜市都筑地区センター）、都筑プール）の設備管理については、別紙1「都筑ふれあいの丘施設の設備管理について」参照のこと。

### 第4 障害者向け事業・研修にかかる業務の基準

#### (1) 障害者向け事業・研修に関すること

指定管理者は障害者の社会参加の促進や福祉を増進するための事業や研修の企画実施を行うこと。事業の内容は障害者やその関係者のニーズを的確に捉え、実践的な企画とすること。なお、企画委員には、障害者及びその家族が含まれていること。

障害者が参加しやすい料金設定とし、事業の一つは定期的に行われる企画とする。

### 第5 自主事業にかかる業務の基準

#### (1) 物販事業

指定管理者は、目的外使用許可により、利用者の利用の便に供することを目的とした物販事業として、売店や自動販売機を設置することができる。

##### ア 料金・事業内容等

販売する品物、方法（店舗、ケータリング等の活用も可）及び料金等は指定管理者が定め、予めその内容を市に提出し、承認を得ること。

##### イ 目的外使用料

自動販売機のスペースは、目的外使用となるため、市が定める規定に基づき、使用料を市に納入すること。

	目的外使用料（参考：平成21年度）
自動販売機年額使用料	237,596円（使用料及び電気代）

※設置及び維持管理にかかる費用は、使用者の負担（金額は税込み）

### 第6 その他の業務基準

#### (1) 職員の配置

- ア 労働基準法等関係法規を遵守すること。
- イ 施設の管理運営責任者を常時雇用で1名配置すること。
- ウ 防火管理者、食品衛生責任者をおくこと。
- エ フロント 常時1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。
- オ レストラン 現場責任者を常時雇用で1名配置すること。
- カ その他業務を行うにあたり必要な職員を各所に配置すること。
- キ 障害者等からの相談や要望に対応できる職員を、常時配置すること。

(2) 障害者への対応

障害者および家族等が安心かつ快適に利用できるよう、また身体、知的及び精神障害をはじめ、障害種別の多様な特性に応じたサービスの提供・設備の最大限の配慮および工夫をすること。

(3) 人権の擁護

業務の提供にあたっては、利用者の人権の擁護につとめること。また、毎年、職員研修を行うこと。

(4) モニタリングの実施

積極的に利用者の要望等意見聴取の機会を設けること。また、要望等をいただいた利用者に対応策を報告をすること。民間のコンサルティング会社に受審依頼をし、宿泊のモニタリングを実施すること。

(5) 広報

指定管理者は施設のPRや情報提供のために、以下の例を参考に、必要な媒体を作成し、市内外の関係施設へ積極的に周知および配布等を行うこと。

ア インターネットのホームページの開設、更新

イ 施設案内リーフレットの作成・配布

ウ 必要に応じて、情報誌等、各事業のチラシ等の作成・配布

エ 事業報告書または事業概要等、本施設の業務等を紹介する資料の作成・配布

オ 障害者団体等を通じての各種イベントの情報提供

(6) 利用率 (利用人数÷(定員39人×営業日数))

指定管理者は、宿泊・休憩利用の年間利用率について、それぞれ70%、30%を上回るように努めること

(7) 稼働率 (利用客室数÷(客室数13×営業日数))

指定管理者は、宿泊・休憩利用の年間稼働率について、それぞれ75%、16%を上回るように努めること

(8) 障害者等の利用

指定管理者は、横浜あゆみ荘の設置目的に基づき、障害者およびその家族・同行者の利用機会が制限されないように、工夫すること。

その際、利用区分「宿泊」の障害者および介護人の年間の平均利用割合は、全体の80%を下回らないようにすること。

(9) 急病・緊急時の対応

ア 急病等への対応

指定管理者は本施設の利用者の急な病気、怪我等に対応できるよう、マニュアルを作成すると共に近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。

また、利用者の死亡、怪我などの事故が起こった場合は、直ちに市にその旨を連絡すること。

イ 緊急時の対応

指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報等についてマニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

また、警察、消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに市にその旨を連絡すること。災害時においても市が緊急に防災拠点、避難場所等として本施設を使用する必要があるときは、市の指示により避難者等を受け入れること。

(10) 運営委員会

横浜あゆみ荘運営委員会規約（※別紙6）に基づき、障害当事者および親・地域の代表者などで構成する委員会を設置し、その意見等を施設の運営に取り入れること。

(11) 障害者等からの相談等への対応

一般の障害者等から来館や電話等の方法にて、障害者福祉に関する相談等があった場合は、可能な限り対応すること。また、夜間や緊急時において障害者への支援（一時保護など）を求められた場合も、関係機関と調整し、可能な限り対応すること。

施設の目的でもある障害者等からの相談等への対応業務についてホームページやチラシ等、広報媒体を通じて積極的に周知すること。

(12) 事業計画書及び収支予算書の作成

次年度の計画書を毎年度8月末までに作成し、市に提出すること。また、事業計画書の作成にあたっては市と調整を図ること。記載内容は次のとおりとする。

- ア 事業計画
- イ 収支予算

(13) 事業報告書の作成

前年度の事業報告書を期末月の翌月までに作成し、市に提出すること。その他、月次報告書を提出すること。記載する内容は次を基本に、市と協議の上定める。

- ア 事業報告
- イ 利用実績（利用率・利用人数等）
- ウ 各種収支
- エ 利用料金収入

(14) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なくあゆみ荘の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

## 第7 留意事項

(1) 施設の管理に関すること

- ア 管理責任者及び防火責任者を配置し、その者の氏名を報告すること。
- イ 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して、財産の保全を図るとともに、利用者及び職員の安全確保に努めること。
- ウ 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。

(2) 施設から発生する廃棄物に関すること

施設から発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分別を行い、市が構築する回収ルート等を活用し、可能な限り資源化していくなど「市役所ごみゼロ」の取り組みを推進すること。

(3) 保険の取り扱い

市と協議のうえ、損害賠償責任保険に加入する必要があると認められる場合には、保険に加入しなければならない。

なお、保険範囲等については、協定書において定める。

(4) リスク分担について

指定期間内における主なリスクについては、別紙の負担区分を前提とし、これ以外のリスクに関する対応については、別途協議で定めるものとする。

(5) 苦情解決

指定管理者は、社会福祉法第82条に基づき、福祉サービスについて利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。その場合、福祉サービスに関する苦情解決に伴う第三者委員を設置するものとする。

(6) 個人情報保護

個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法および横浜市個人情報の保護に関する条例を遵守しなければならない。

(7) 関係法規等の遵守

関係法規等を遵守しなければならない。

(8) その他

この業務の基準の他、必要な事項については協定で定めることとする。

## 別紙 1 「都筑ふれあいの丘施設の設備管理について」

### 1 趣 旨

横浜あゆみ荘の指定管理者の管理運営業務のうち、横浜あゆみ荘が所在する「都筑ふれあいの丘」敷地内の施設管理について定めるものである。

### 2 「都筑ふれあいの丘」における中心的な施設

「都筑ふれあいの丘」敷地内の各施設の管理運営にかかる事項及び他の施設との共用部分にかかる事項等に関して、協議を行い管理運営が円滑に行われるように総合的な調整を図る施設は、併設する都筑センターとする。

### 3 「都筑ふれあいの丘」敷地内共用部分の施設維持管理・保守点検業務の実施

(1) 「都筑ふれあいの丘」敷地内3施設共用部分の施設維持管理・保守点検業務の実施にあたり、下記アからナまでに掲げる業務の専門業者への委託契約締結事務、業者との実施調整、業者への指示、履行管理、完了検査等を都筑センターに委任することとする。

ア 都筑ふれあいの丘（都筑工場余熱利用施設）電気機械設備保守管理業務

イ 都筑ふれあいの丘警備業務

ウ 都筑工場余熱利用施設（都筑ふれあいの丘）水槽及び下水槽（給排水衛生設備）清掃業務

エ 都筑ふれあいの丘消防設備定期点検業務

オ 都筑ふれあいの丘熱交換器性能検査準備等工事業務

カ 特定建築物・建築物環境衛生管理技術者の選任及び環境衛生管理技術者業務

キ 空調機（パッケージエアコン）定期保守点検業務

ク 都筑工場休止時に行う電気設備総点検業務

ケ 空調用自動制御機器保守点検業務

コ 都筑ふれあいの丘中央池「滝及び側溝」清掃管理業務

サ 都筑ふれあいの丘除草・外部清掃業務

シ 都筑ふれあいの丘植栽管理業務

ス 冷却器内冷却タンク洗浄及び清掃業務

セ 空気環境測定業務

ソ 冷却塔レジオネラ属菌水質検査業務

タ 飲料水及び生活用水水質検査業務

ナ 特定建築物の検査業務

(2) 上記業務（イの業務を除く）にかかる経費の各施設における負担割合は、「都筑ふれあいの丘」全施設の総延床面積に占める各施設の延床面積に応じて、下記の按分率で按分することとする。

<按分率>

施設名	延床面積	面積比	経費按分率
都筑センター	4,946.40 m <sup>2</sup>	45.63%	46%
横浜あゆみ荘	3,090.12 m <sup>2</sup>	28.51%	28%
都筑プール	2,803.92 m <sup>2</sup>	25.87%	26%
合計	10,840.44 m <sup>2</sup>	100.00%	100%

(3) (1)イ「都筑ふれあいの丘警備業務」の経費負担は、上記(2)の按分率によらずに、施設ごとにかかる警備の比重割合により、下記の比率を適用する。

都筑センター 25%

横浜あゆみ荘 50%

都筑プール 25%

4 「都筑ふれあいの丘」敷地内共用部分の修繕および光熱水費ならびに機械室消耗品・機械部品等の購入

共用部分の修繕および光熱水費の支出に関しても、都筑センターが代表して事務を行い、経費を支出する。経費支出にあたっては、原則として上記3(2)の経費按分率を適用する。

また、機械室において需要の消耗品・機械部品等の購入・在庫管理は、都筑センターが行い、各施設の負担割合は、上記3(2)の経費按分率を適用する。

5 3施設申し合わせ事項文書取り交わし・委任状受理

「都筑ふれあいの丘」敷地内の3施設は、「都筑ふれあいの丘」敷地内共用部分の管理業務を行うにあたり、上記1から7までの申し合わせ事項について、3施設の管理責任代表者名で文書を取り交わして、3者がおのこの保管する。

## 別紙 2 関係法令等一覧

1. 地方自治法
2. 地方自治法施行令
3. 社会福祉法
4. 身体障害者福祉法
5. 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省）
6. 身体障害者更生援護施設の設備及び運営について（厚生労働省）
7. 個人情報の保護に関する法律
8. 横浜市個人情報の保護に関する条例（横浜市）
9. 旅館業法
10. 旅館業法施行規則（厚生労働省）
11. 旅館業法施行条例（神奈川県）
12. 旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例（横浜市）
13. 旅館業法施行細則（横浜市）
14. レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（横浜市）
15. 食品衛生法
16. 食品衛生法施行規則（厚生労働省）
17. 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（神奈川県）
18. 食品衛生法に基づく公衆衛生上構ずべき措置の基準に関する条例（横浜市）
19. 食品衛生法に基づく公衆衛生上構ずべき措置の基準に関する条例施行規則（横浜市）
20. 道路運送車両法
21. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
22. 横浜市障害者研修保養センター条例
23. 横浜市障害者研修保養センター条例施行規則 等

別紙 3 横浜あゆみ荘 維持管理業務一覧

	業務内容	点検方法	頻度	根拠ほか	実施区分
電気・機械設備	建物設備維持管理	包括管理・運転監視・日常巡視点検	毎日		3施設
	設備総合巡視点検	設備巡視点検	1回/月		3施設
	電気設備点検(高圧受電)	巡視点検	1回/月	電気事業法(電気主任技術者による点検)	3施設
		定期点検	1回/年	専門業者による点検	3施設
	非常用発電機点検	定期点検	2回/年	消防法、電気事業法(有資格者による点検)	3施設
	直流電源装置点検	定期点検	1回/年	直流電源装置の専門業者によるメンテナンス	3施設
	UPS装置(無停電電源装置)点検	定期点検	1回/年	UPS装置の専門業者によるメンテナンス	3施設
	中央監視装置点検			現在は定期点検を実施していない	3施設
	空調自動制御点検	定期点検	2回/年	空調自動制御の専門業者によるメンテナンス	3施設
	空調設備点検	巡視点検	1回/月	巡視点検 フィルターの清掃 設備巡視点	3施設
	定期点検	2回/年	専門業者によるメンテナンス(冷暖房切替含む)	3施設	
熱源機器等点検	定期点検	3回/年	熱交換器(労基法ボイラー及び圧力容器安全規則:有資格者による第1種圧力容器点検)、冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔、蓄熱槽等	3施設	
ボイラー点検	定期点検		ボイラー自体が設置されていないため、実施していない	3施設	
衛生管理	給排水衛生設備等保守	定期清掃・交換	1回/月	厨房グリストラップ、流し台排水管、浴室排水管、スプリンクラー高架水槽の清掃	あゆみ荘単独
	空調機及び排気設備濾材交換	定期交換	1回/年	厨房グリスフィルター(1回/月)、空調機用エリミネーター濾材、空調機用ロールフィルターの	あゆみ荘単独
	害虫等駆除調査	検査	6回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 館内の害虫駆除、ねずみ等生息調査(2回/年)	あゆみ荘単独
	レジオネラ属菌水質検査	水質検査	2回/年	旅館業法 市建築物等におけるレジオネラ症を予防に関する指導要領 浴槽水、給湯水(1回/年)	あゆみ荘単独
		水質検査	2回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 衛生局より指導 冷却塔・中央池・雑用水の水質検査	3施設
	貯湯槽水質検査		2回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	あゆみ荘単独
	受水槽高架水槽清掃	定期清掃	1回/年	水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律	3施設
	飲料水水質検査	検査	2回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	2施設
	残留塩素検査	検査	1回/週	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	2施設
	空気環境測定	測定	1回/2月	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	2施設
	汚水槽・雑排水清掃	定期清掃	2回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 雑排水槽清掃2回目は2施設で実施	3施設
	建築物環境衛生管理技術者選任	通年		建築物における衛生的環境の確保に関する法律	3施設
	ろ過機点検・洗浄	定期点検	1回/週	濾材を交換は1回/週 殺菌洗浄は2回/年	あゆみ荘単独
配管殺菌洗浄	定期清掃	2回/年		あゆみ荘単独	
浴槽及び洗い場清掃	日常清掃	毎日	小浴室清掃は1回/週実施	あゆみ荘単独	
脱衣所清掃	日常清掃	毎日	小浴室清掃は1回/週実施	あゆみ荘単独	
循環水換水		1回/週		あゆみ荘単独	
滅菌機点検	定期点検	1回/月		あゆみ荘単独	
ポンプ、蒸気弁等各種点検	定期点検	1回/月		あゆみ荘単独	
建物等	エレベータ・ダムウェータ点検	定期点検	2回/月	建築基準法(ダムウェータについては1回/月) 専門メンテナンス業者による法令点検・定期報告	あゆみ荘単独
	自動ドア点検	定期点検	4回/年	専門メンテナンス業者による点検	あゆみ荘単独
	電話交換機点検	定期点検	1回/月	専門メンテナンス業者による点検	あゆみ荘単独
	夜間警備業務	夜間警備	毎日	夜間時における館内・外周の警備業務	あゆみ荘単独
	排煙窓点検	定期点検	1回/月	館内排煙窓の点検・調整	あゆみ荘単独
	非常通報装置点検	定期点検	2回/年	消防法施行令により設置の機器の点検	あゆみ荘単独
	消防用設備点検	定期点検	2回/年	消防法上の点検・消火器の詰替え(1回/5年) 消防設備点検資格業者による点検	3施設
清掃等	館内清掃業務	日常清掃	毎日	館内各所の清掃	あゆみ荘単独
		定期清掃	1回/週	館内各窓、浴室、カーペット、畳防虫、照明器具、床、芝刈等	あゆみ荘単独
	トイレ尿石防除及び脱臭業務		1回/月	館内各トイレの尿席防除剤、消臭剤の交換	あゆみ荘単独
	植樹帯・外溝清掃	日常清掃	毎日	ふれあいの丘敷地内の清掃・外溝の清掃業務	3施設
	植栽剪定・草刈	定期保守	3回/年	剪定・除草	3施設
	運転監視業務		常時	大規模な施設において常時職員が常駐し、電気機械設備のメンテナンスを行う。	3施設
レストラン厨房・ホール清掃	日常清掃	毎日	レストラン各所の清掃	あゆみ荘単独	
	定期清掃	1回/月	専門業者による清掃		

- ※ 頻度は、最低限の実施回数を記載した。
- ※ 上記点検以外に特殊な設備がある場合は必要に応じて点検を行う。
- ※ 上記項目には、「都筑ふれあいの丘」敷地内共用部分についての業務を含んでいる。
- ※ 実施区分の「3施設」とは「都筑センター(都筑地区センター・つづき緑寿荘)、横浜あゆみ荘、都筑プール」
- ※ 実施区分の「2施設」とは「都筑センター(都筑地区センター・つづき緑寿荘)、横浜あゆみ荘」

## 別紙 4 レストラン業務一覧

### 1. 業務内容

- ① 横浜あゆみ荘利用者の朝食・昼食・夕食の飲食及びレストランの昼食の飲食の供業務
  - ア. 通常夕食 3種類以上用意する。  
価格帯は、2,000円から3,000円程度
  - イ. 朝食 和食・洋食の2種類を用意する。  
価格帯は、どちらも同額とし、700円程度とする。
  - ウ. 昼食 レストランメニューのほか弁当を用意する。  
弁当は、3種類以上用意する。  
価格帯は、800円から2,000円程度とする。
  - エ. 特別料理 通常夕食の他に特別料理を用意する。
  - オ. 通常夕食・朝食は月替わりとする。
  - カ. 幼児用・子供用・障害者用メニューを用意する。
- ② 利用者の希望により特別調理食の提供
  - ア. きざみ食（荒刻み～微塵刻み）
  - イ. おかゆ食（1分粥～全粥）
  - ウ. ミキサー、ペースト食
  - エ. アレルギー対応食
  - オ. カロリー制限食 等
- ③ その他
  - ア. 販売品目及びその価格の設定は、事前に横浜市の承認を得る。

### 2. サービス対象者

- ① 横浜あゆみ荘利用者
  - ア. 朝食 午前7時00分から午前9時
  - イ. 夕食 午後6時から午後8時  
ただし、夕食の時間を越えて提供する場合もある。
- ② レストラン席数 84席  
都筑ふれあいの丘利用者等の一般客へのレストランでの昼間の飲食物の提供を行う。
  - ア. 午前11時00分から午後3時00分（営業時間）
  - イ. 本時間外の営業も可能とする
- ③ 休業日  
原則として、毎月最終火曜日・年末年始・設備点検日とする。毎月最終火曜日の朝食は業務に含む。

### 3. 事業者が負担する経費

No	経費区分	費用内訳
1	食材・調味料費	食材・調味料の一切
2	飲食関連消耗品費	箸・チケット・ゴミ袋等
3	清掃関連消耗品費	トイレトーパー・モップ等
4	設備関連消耗品費	電球・誘蛾灯
5	食器・調理具購入・補充費	食器・鍋・釜等
6	業務に関する保険費用	食中毒・対物等損害保険
7	教育研修費	従業員教育等
8	ガス・水道料	
9	衛生費	検便・厨房内検査
10	厨房・食堂清掃費	厨房・ホールの床清掃
11	被服費	ユニホーム費（クリーニング含）
12	求人募集費	パート募集費
13	厨芥処理費（レストラン分）	生ゴミ処理
14	営業にかかる諸経費	営業に係る旅費・事務等諸経費
15	許認可手数料	営業許可等申請
16	人件費	
17	雑費	
18	消費税	
19	その他協定で定めるもの	

### 4. その他

- ① 衛生管理について常に注意を払うとともに、従事者に対し、衛生管理の徹底を図るように注意を促し、業務の安全な実施に配慮する。
- ② 健康診断・検便を定期的実施する。
- ③ 食中毒等の食品衛生上の不具合が発生したときは、直ちに横浜市及び所管保健所に報告を行う。

## 別紙 5 主なリスクの負担区分

段 階	リスクの種類	内 容	横浜市	指定管理者
共通	法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害等による場合		○
	物価	指定後のインフレ・デフレ		○
	金利	金利の変動		○
	不可抗力	自然災害(地震・台風等)等による業務の変更、中止、延期※1	協議事項	
申請段階	申請コスト	申請に要する費用の負担		○
	調査	事業の実現可能性等の調査		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
運営段階	施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込と異なる状況の発生		○
	運営費の増大	横浜市以外の要因による運営費の増大		○
	施設の損傷	施設、設備機器等の損傷※2	協議事項	
	修繕※2	小破修繕(60万円未満)		○
		大規模修繕	○	
	管理上の瑕疵による火災等事故	管理上の瑕疵による火災等事故		○
	債務不履行	施設設置者(横浜市)の協定内容の不履行	○	
		指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○
	性能リスク	提供するサービスの要求仕様書不適合		○
損害賠償	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故及び臨時休館等に伴う利用団体等への損害※3	協議事項		
運営リスク	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク※4		○	

※1 自然災害(地震・台風等)への対応…建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがある。復旧可能な場合、その復旧に要する経費は横浜市と指定管理者が協議を行うこととする。

※2 施設・機器等の損傷リスクへの対応…管理上の瑕疵による損傷は指定管理者が負う。大規模な修繕が必要な場合は横浜市と指定管理者が協議を行うこととする。

※3 施設・機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害リスクへの対応・管理上の瑕疵による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害について、そのリスクは指定管理者が担うこととする。

※4 施設・機器の不備についてのリスクは横浜市と指定管理者が協議を行うこととする。

## 別紙 6

### 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘運営委員会規約

#### (設 置)

第1条 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター（以下「センター」という）は、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘（以下「あゆみ荘」という）の円滑な運営を図るため、障害者研修保養センター運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 運営委員会は、センター長から諮問された次の事項について協議し、その結果をセンター長あて具申するものとする。

- (1) あゆみ荘の利用に関すること
- (2) あゆみ荘の自主企画事業に関すること
- (3) その他横浜あゆみ荘の運営に関し必要な事項

#### (組 織)

第3条 運営委員会は委員 14 名以内をもって組織する。

2 委員は、センター担当理事が委嘱する。但し、(1)～(3)に掲げる者については、各々の団体の推薦によって、センター担当理事が委嘱する。

- (1) 市内身体障害者団体代表 5名
- (2) 市内心身障害児者親の会代表 5名
- (3) 市内精神障害者団体代表 1名
- (4) 地元代表 2名
- (5) 学識経験者 1名

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。なお、任期が指定管理期間を超える場合には、その期間終了日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

#### (委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置く。

2 委員長は互選とする。

3 委員長は、運営委員会を代表し、運営委員会の会務を掌理する。

4 委員長事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 運営委員会の会議は、必要に応じ、センター長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 運営委員会にやむを得ない理由のため出席できない委員は、他の出席委員に決議を委任することができる。なお、この場合には運営委員会委員長に委任状を提出しなければならないこととし、委任状を提出した委員は出席とみなす。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(関係者の意見の聴取)

第7条 運営委員会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴取することができる。

(費用弁償)

第8条 委員が運営委員会に出席した時は、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額と支給方法は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償等に関する規程第4条を準用する。

(事務局)

第9条 事務局は、横浜あゆみ荘内に置く。

2 運営委員会の庶務は、横浜あゆみ荘所長が処理する。

(委 任)

第10条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(規約の改廃)

第11条 規約の改廃は、運営委員会の議決を経て、センター長が定める。

附則

この規約は平成16年4月1日から施行する。

この規約は平成19年5月1日から施行する。

この規約は平成21年4月1日から施行する。

この規約は平成21年5月22日から施行する。

参考資料①-1 横浜あゆみ荘年度別利用状況 (休憩・宿泊)

年度	営業 日数	利 用 者 (人)										利 用 率 (%)				稼 働 率 (%)				利 用 料 収 入 額 (円)		
		宿 泊					休 憩					合計	宿泊	休憩	合計	宿泊	休憩	合計				
		障害児者 介護者	一般	小 計	障害児者 介護者	一 般	小 計	合計	宿泊	休憩												
		障害児者 介護者	一般	小 計	障害児者 介護者	一 般	小 計	合計	宿泊	休憩												
59	114	1,805	1,146	2,951	953	787	1,740	4,691	51.8	30.3	67.3	11.1	5,670,700	901,400	6,572,100							
60	295	5,308	4,315	9,623	1,481	2,693	4,174	13,797	65.2	28.3	77.7	12.3	18,435,600	2,256,900	20,692,500							
61	297	6,090	4,287	10,377	1,882	3,006	4,888	15,265	69.9	32.9	77.7	17.9	19,846,200	2,627,900	22,474,100							
62	273	6,200	3,852	10,052	2,071	2,840	4,911	14,963	73.6	36.0	80.1	19.5	19,053,800	2,596,400	21,650,200							
63	298	6,981	3,452	10,433	2,529	2,259	4,788	15,221	70.0	32.1	79.6	22.1	22,235,800	2,870,800	25,106,600							
1	295	7,509	3,376	10,885	2,637	2,390	5,027	15,912	73.8	34.1	84.0	21.5	23,832,300	3,088,300	26,920,600							
2	297	7,325	3,823	11,148	2,652	2,070	4,722	15,870	75.1	31.8	84.1	18.6	24,576,800	2,885,000	27,461,800							
3	294	7,457	3,703	11,160	2,770	1,936	4,706	15,866	75.9	32.0	85.4	18.8	24,302,500	2,835,300	27,137,800							
4	293	7,974	3,371	11,345	2,717	1,836	4,553	15,898	77.4	31.1	86.3	22.0	24,800,900	2,780,200	27,581,100							
5	293	8,106	3,005	11,111	2,075	1,337	3,412	14,523	75.8	23.3	83.1	15.3	24,325,200	2,102,300	26,427,500							
6	294	7,860	2,292	10,152	1,745	1,195	2,940	13,092	69.1	20.0	77.4	14.3	22,225,500	1,797,500	24,023,000							
7	295	7,488	2,491	9,979	1,976	1,487	3,463	13,442	67.7	23.5	76.2	12.8	23,036,900	2,169,700	25,206,600							
8	273	7,319	2,280	9,599	1,818	1,477	3,295	12,894	70.3	24.1	79.5	13.2	20,924,200	2,062,100	22,986,300							
9	293	7,026	2,216	9,242	1,948	1,574	3,522	12,764	63.1	24.1	73.3	16.8	20,036,200	2,211,400	22,247,600							
10	295	7,011	2,340	9,351	1,761	1,835	3,596	12,947	63.4	24.4	75.1	13.3	20,344,200	2,269,400	22,613,600							
11	272	7,406	2,546	9,952	2,442	2,238	4,680	14,632	66.6	31.3	79.2	16.7	21,781,700	2,990,100	24,771,800							
12	291	7,810	2,343	10,153	1,812	1,534	3,346	13,499	69.8	23.0	82.6	13.6	22,013,500	2,116,600	24,130,100							
13	290	7,028	2,249	9,277	1,992	1,901	3,893	13,170	64.0	26.8	77.3	13.6	20,202,800	2,472,500	22,675,300							
14	325	6,654	2,059	8,713	1,817	1,791	3,608	12,321	53.6	22.2	66.6	11.4	18,840,500	2,282,300	21,122,800							
15	320	7,127	2,338	9,465	1,859	1,969	3,828	13,293	59.2	23.9	77.3	13.8	20,423,500	2,402,300	22,825,800							
16	334	7,024	2,785	9,809	2,077	1,935	4,012	13,821	58.7	24.0	77.3	15.5	21,320,400	2,528,000	23,848,400							
17	335	6,920	2,727	9,647	2,215	1,843	4,058	13,705	57.6	24.2	78.6	17.4	21,024,800	2,545,700	23,570,500							
18	340	6,136	2,747	8,883	2,405	1,570	3,975	12,858	52.3	23.4	73.6	15.8	19,399,000	2,454,800	21,853,800							
19	344	7,248	2,016	9,264	2,259	1,098	3,357	12,621	69.1	25.0	73.8	12.7	20,865,100	2,158,700	23,023,800							
20	343	7,447	1,406	8,853	2,500	971	3,471	12,324	66.2	25.9	69.4	14.7	21,701,250	2,302,900	24,004,150							

# 参考資料①-2

## 横浜あゆみ荘年度別利用状況（児童遊戯室・研修室・機能回復訓練室）

年度	営業 日数	利用者数(人)										合計					
		児童遊戯室					研修室						機能回復訓練室				
		障害児者 介護者	一般	小計	障害児者 介護者	一般	小計	障害児者 介護者	一般	小計	障害児者 介護者		一般	小計			
59	114	2,162	467	2,629	2,516	2,108	4,624	2,698	781	3,479	10,732						
60	295	5,884	1,343	7,227	9,437	3,576	13,013	9,037	2,163	11,200	31,440						
61	297	4,389	1,888	6,277	7,100	6,103	13,203	8,092	4,435	12,527	32,007						
62	273	3,615	3,499	7,114	5,896	5,937	11,833	5,847	5,484	11,331	30,278						
63	298	5,452	3,263	8,715	4,279	5,017	9,296	8,813	8,369	17,182	35,193						
1	295	3,729	2,530	6,259	6,520	5,910	12,430	7,871	5,522	13,393	32,082						
2	297	4,715	2,627	7,342	5,708	3,331	9,039	8,553	7,310	15,863	32,244						
3	294	5,399	2,769	8,168	9,138	4,268	13,406	10,334	6,512	16,846	38,420						
4	293	4,289	1,853	6,142	9,253	2,798	12,051	8,284	5,903	14,187	32,380						
5	293	4,155	1,487	5,643	7,223	2,149	9,372	5,624	7,427	13,051	28,066						
6	294	3,952	1,898	5,850	7,354	2,668	10,022	6,051	6,935	12,986	28,858						
7	295	3,999	1,122	5,121	5,649	1,619	7,268	4,883	6,019	10,902	23,291						
8	273	3,713	865	4,578	5,064	2,131	7,195	4,973	4,965	9,938	21,711						
9	293	4,295	1,095	5,390	5,295	1,962	7,257	4,721	5,771	10,492	23,139						
10	295	4,984	1,171	6,155	4,897	2,359	7,256	4,822	6,467	11,289	24,700						
11	272	4,627	1,883	6,510	6,334	3,036	9,370	4,331	3,988	8,319	24,199						
12	291	4,742	1,852	6,594	5,791	2,687	8,478	5,345	5,767	11,112	26,184						
13	290	4,035	1,693	5,728	6,604	3,362	9,966	5,513	5,581	11,094	26,788						
14	325	4,039	2,279	6,318	7,124	4,074	11,198	5,932	5,394	11,326	28,842						
15	320	4,722	2,004	6,726	6,825	4,194	11,019	6,718	3,408	10,126	27,871						
16	334	6,077	2,176	8,253	7,566	4,910	12,476	7,322	4,538	11,860	32,589						
17	342	5,769	2,392	8,161	8,743	5,512	14,255	7,544	3,968	11,512	33,928						
18	340	5,744	2,158	7,902	6,764	4,536	11,300	8,491	3,220	11,711	30,913						
19	324	6,911	1,574	8,485	8,098	4,708	12,806	9,301	2,829	12,130	33,421						
20	343	7,349	1,252	8,631	9,914	4,271	14,185	11,469	2,414	13,883	36,699						

年度	営業 日数	利用者数(室)										合計					
		児童遊戯室					研修室						機能回復訓練室				
		障害児者 介護者	一般	小計	障害児者 介護者	一般	小計	障害児者 介護者	一般	小計	障害児者 介護者		一般	小計			
59	114	73	26	99	96	78	174	103	21	124	397						
60	295	187	67	254	291	147	438	294	95	389	1,081						
61	297	178	66	244	195	124	319	236	94	330	893						
62	273	127	61	188	178	141	319	201	105	306	813						
63	298	135	73	208	90	66	156	175	96	271	635						
1	295	153	82	235	220	106	326	262	137	399	960						
2	297	150	66	216	218	89	307	232	190	422	945						
3	294	212	83	295	351	119	470	327	211	538	1,303						
4	293	185	82	267	334	115	449	353	232	585	1,301						
5	293	150	70	220	220	98	318	258	271	529	1,067						
6	294	171	45	216	245	113	358	263	201	464	1,038						
7	295	241	46	287	314	111	425	299	208	507	1,219						
8	273	213	36	249	295	129	424	310	170	480	1,153						
9	293	268	38	306	329	123	452	327	186	513	1,271						
10	295	285	52	337	295	166	461	326	210	536	1,334						
11	272	284	75	359	386	156	542	271	137	408	1,309						
12	291	276	84	360	347	154	501	330	175	505	1,366						
13	290	286	88	374	422	232	654	401	162	563	1,591						
14	325	284	141	425	417	264	681	413	190	603	1,709						
15	320	346	122	468	441	267	708	492	136	628	1,804						
16	334	413	130	543	469	323	792	514	182	696	2,031						
17	342	419	144	563	511	390	901	575	183	758	2,222						
18	340	438	136	574	514	369	883	579	166	745	2,202						
19	324	518	95	613	612	315	927	579	134	713	2,253						
20	343	566	76	642	691	279	970	663	119	782	2,394						

# 参考資料(2)

## 平成18年度 横浜あゆみ荘決算書

### 収入

項目		予算額	決算額	備考
①指定管理経費		130,882,000	130,882,000	
②利用料金収入		22,234,000	22,183,287	
項目	宿泊	-	19,399,000	
	休憩	-	2,454,800	
	その他	400,000	329,487	カラオケ・客室電話・コピー
③事業による収入		150,000	93,430	
項目	障害者向け事業・研修	150,000	23,650	企画事業参加費収入
	その他事業収入	0	69,780	ふれあいの丘まつり収入
④その他の収入		101,000	100,000	売店事業より繰入
当期末収入合計		153,367,000	153,258,717	

### 支出

項目		予算額	決算額		
①維持管理費運営経費		153,259,000	151,587,027		
項目	人件費	87,712,000	82,116,969		
	事務費	8,978,626	14,185,484		
	項目	備品購入費	2,558,000	5,363,655	
		消耗品費	1,877,000	3,692,061	
		広報費	710,000	1,548,650	
		保険料	555,000	316,662	
		事務機器賃借料	395,703	607,908	
		その他	2,882,923	2,656,548	
		維持管理費	43,163,946	43,736,259	
	項目	光熱水費	7,126,000	6,849,324	
		修繕費	6,658,000	12,562,071	
		清掃	10,277,286	10,759,701	
		外溝・植栽管理	0	0	
		建物保守管理	2,243,625	1,644,090	
設備機器管理		3,608,661	2,788,889		
廃棄物処理		268,374	274,313		
その他		12,982,000	8,857,871		
公租公課費	1,164,000	18,400			
その他	12,240,428	11,529,915			
②事業による経費		1,308,000	1,183,606		
項目	障害者向け事業・研修	988,000	864,196		
	その他費用	320,000	319,410		
③予備費		10,028,000	0		
当期末支出合計		164,595,000	152,770,633		
当期収支差額		-11,228,000	488,084		
前期末資金残高		11,228,000	8,639,165		
当期末資金残高		0	9,127,249		

平成19年度 横浜あゆみ荘決算書

収入

項目	予算額	決算額	備考
①指定管理経費	133,847,000	133,847,000	
②利用料金収入	21,897,000	23,316,051	
項目	宿泊	20,844,200	
	休憩	2,179,600	
	その他	292,251	カラオケ・客室電話・コピー
③事業による収入	0	62,900	
項目	障害者向け事業・研修	0	3,200 企画事業参加費収入
	その他事業収入	0	59,700 ふれあいの丘まつり収入
④その他の収入	120,000	127,828	売店事業より繰入・その他収入
当期末収入合計	155,864,000	157,353,779	

支出

項目	予算額	決算額		
①維持管理費運営経費	154,556,000	151,353,038		
項目	人件費	90,092,000	84,098,819	
	事務費	10,468,000	10,961,542	
	項目	備品購入費	2,471,000	3,169,026
		消耗品費	2,834,000	3,251,929
		広報費	605,000	758,454
		保険料	368,000	348,004
		事務機器賃借料	396,000	256,284
		その他	3,794,000	3,177,845
		維持管理費	40,799,000	44,489,739
	項目	光熱水費	8,749,000	7,080,560
		修繕費	3,865,000	8,213,243
		清掃	10,278,000	10,730,318
		外溝・植栽管理	0	627,165
		建物保守管理	2,244,000	1,582,560
設備機器管理		1,389,000	4,703,586	
廃棄物処理		269,000	208,207	
その他		14,005,000	11,344,100	
公租公課費	956,000	65,500		
その他	12,241,000	11,737,438		
②事業による経費	1,308,000	902,304		
項目	障害者向け事業・研修	988,000	582,894	
	その他費用	320,000	319,410	
③予備費	0	0		
当期末支出合計	155,864,000	152,255,342		
当期収支差額	0	5,098,437		
前期末資金残高	0	8,917,249		
当期末資金残高	0	14,015,686		

平成20年度 横浜あゆみ荘決算書

収入

項目	予算額	決算額	備考
①指定管理経費	133,847,000	133,261,000	
②利用料金収入	21,897,000	24,292,118	
項目	宿泊	21,543,700	
	休憩	2,460,450	
	その他	287,968	カラオケ・客室電話・コピー
③事業による収入	137,000	54,250	
項目	障害者向け事業・研修	137,000	企画事業参加費収入
	その他事業収入	0	ふれあいの丘まつり収入
④その他の収入	180,000	152,919	売店事業より繰入 寄付金
当期末収入合計	156,061,000	157,760,287	

支出

項目	予算額	決算額		
①維持管理費運営経費	154,556,000	153,492,800		
項目	人件費	90,092,000	91,269,746	
	事務費	10,468,000	11,625,032	
	項目	備品購入費	2,471,000	2,433,692
		消耗品費	2,834,000	3,908,885
		広報費	605,000	1,208,139
		保険料	368,000	267,410
		事務機器賃借料	396,000	388,584
		その他	3,794,000	3,418,322
		維持管理費	40,799,000	39,078,930
	項目	光熱水費	8,749,000	7,737,286
		修繕費	3,865,000	4,164,552
		清掃	10,278,000	10,691,524
		外溝・植栽管理	0	0
		建物保守管理	2,244,000	1,582,560
		設備機器管理	1,389,000	2,950,281
		廃棄物処理	269,000	155,078
		その他	14,005,000	11,797,649
公租公課費	956,000	38,550		
その他	12,241,000	11,480,542		
②事業による経費	1,308,000	1,179,494		
項目	障害者向け事業・研修	988,000	860,084	
	その他費用	320,000	319,410	
③予備費	9,697,000	0		
当期末支出合計	165,561,000	154,672,294		
当期収支差額	-9,500,000	3,087,993		
前期末資金残高	9,500,000	12,148,129		
当期末資金残高	0	15,236,122		

参考資料③

都筑ふれあいの丘 施設概要

横浜市環境事業局都筑工場余熱利用施設「都筑ふれあいの丘」						
建築物の名称	① 老人福祉センター横浜市つづき緑寿荘、横浜市都筑地区センター		TEL	① 045(941)8380		
	② 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘			② 045(941)8383		
	③ 都筑プール			③ 045(941)8385		
建物所有者	横浜市		担当部署	横浜市資源循環局施設課		
現行の管理運営団体	① 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会		所在地	① 横浜市都筑区葛が谷2番1号		
	② 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会			② 横浜市都筑区葛が谷2番3号		
	③ 財団法人 横浜市体育協会			③ 横浜市都筑区葛が谷2番2号		
敷地面積	18,480㎡		延床面積	① 4,942㎡		
建築面積	8,151㎡			② 3,090㎡		
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階			③ 2,804㎡		
開館年月日	昭和59年11月7日		計 10,840㎡			
営業時間	① 平日 9時～21時／日・祝日 9時～17時 老人福祉センターはいずれも16時まで		休館日	毎月最終火曜日、年末年始、施設点検日		
	② 宿泊 16時～10時／休憩 11時～15時			③は最終火曜日が祝日のときは開館し、その次の平日が休館。		
	③ 7/20～8/中 9時～20時(日曜日は18時まで) その他期間 10時～20時(日曜日は17時まで)			②③は7、8月無休。		
主要施設	① 図書コーナー、体育室、娯楽室、大広間、浴室、料理室、工芸室、茶室、会議室、機能回復訓練室、介護予防室					
	② 宿泊室、浴室、研修室、児童遊戯室、機能回復訓練室、レストラン					
	③ 屋内25mプール、児童プール、幼児プール					
駐車場	敷地内55台 近隣にプール有料 共用58台 身障者用、公用車用含む					
電力	横浜市資源循環局都筑工場より高圧受電(6kV) 工場からの供給停止時、東京電力に切替					
受電電圧	6,600V		契約電力(東電)	500kW未満	受電設備	屋内キュービクル
主要機器名	台数	用途	容量	メーカー	仕様等	
変圧器	3台	電灯用	100kVA	三菱電機	モールド変圧器	
変圧器	1台	動力用	300kVA	三菱電機	〃	
変圧器	1台	動力用	500kVA	三菱電機	〃	
非常用発電機	1台	非常用	250kVA	川崎重工業～明電舎	ガスタービン 燃料:灯油	
蓄電池設備	1式	非常用	200×2Ah	古河電池	無停電電源装置	
熱源	横浜市資源循環局都筑工場より蒸気受入[0.8MPa(冷凍機)→減圧→0.15MPa(熱交)]					
空調方式	ファンコイルユニット・ダクト併用方式					
	①、② 冷凍機(冷房時)、熱交換器(暖房時)→冷温水→外気処理空調機、各室FCU 一部PAC					
	③ 蒸気→外気処理空調機、FCV、CU(暖房) 事務所、ロビー等PAC					
冷暖房期間	冷房:5月頃～10月頃 暖房:11月頃～4月頃					
主要設備 (空調・給湯・濾過)	機器名	台数	メーカー	機器名	台数	メーカー
	蒸気吸収冷凍機	2台	三菱ヨーク・三菱重工業	熱交換器	12台	島倉鉄工所
	空調機	11台	三菱ヨーク・三菱重工業	貯湯槽	3台	島倉鉄工所
	FCU	74台	三菱ヨーク・三菱重工業	濾過機(風呂)	4台	日東製作
	パッケージエアコン	27台	三菱電機、ダイキン	濾過機(プール)	3台	ユニ機工
中央監視装置	三菱電機 監視・制御システムSA-1					